

早稲田大学校友会規則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、早稲田大学校友会という。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を厚くし、校友の組織を充実させるとともに、会員と早稲田大学との関係を密にし、連携を強化することで、早稲田大学の事業を援助する。

(本部および支部)

第3条 本会は、本部を早稲田大学内におき、各道府県および東京都の23区と三多摩に支部をおく。

2 地域、職域、職種、学部学科等の卒業生が組織する団体で、届出のあった場合は稲門会として登録する。

3 支部および稲門会に関する事項については、別に規程をもってこれを定める。

(稲門祭および校友大会)

第4条 校友相互の親睦をはかるために、年1回、稲門祭を開催する。

2 会長は、本会の目的を遂行するため、必要ある時は校友大会を開催することができる。

第2章 会 員

(会員資格)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

一 正会員

二 準会員

(正会員)

第6条 正会員とは、次の各号に該当する者をいう。

一 早稲田大学卒業生

二 教職員校友

三 推薦校友

(準会員)

第7条 準会員とは、早稲田大学各学部に在籍する者とする。

(教職員校友)

第8条 教職員校友とは、早稲田大学教職員である者、または、教職員であった者のうち、第6条第一号および第三号に該当しない者とする。

(推薦校友)

第9条 推薦校友とは、人格、識見その他早稲田大学校友として推薦するに足る人物で、代議員会において承認された者をいう。

2 推薦校友に関する事項については、別に規程をもってこれを定める。

(会費)

第10条 会員は、所定の会費を納入するものとする。

2 会費に関する事項については、別に規程をもってこれを定める。

3 本会は、主として会費を納入した会員に対し、事業を行なう。

(届出)

第11条 会員は、その住所、氏名および職業を変更した時は、速やかに校友会本部と支部本部もしくは稲門会本部に届け出るものとする。

(表彰)

第12条 本会に特に功労があった会員は、これを表彰することができる。

2 会員の表彰に関する事項については、別に規程をもってこれを定める。

第3章 役員

(役員構成)

第13条 本会に、次の役員をおく。

- | | |
|--------|-------|
| 一 会長 | 1人 |
| 二 代表幹事 | 1人 |
| 三 常任幹事 | 若干人 |
| 四 幹事 | 50人以内 |
| 五 会計監事 | 3人以内 |

(役員職務)

第14条 役員職務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、会務を統括し、本会を代表する
- 二 代表幹事は、会長を補佐し、幹事代表者会の決定に基づき、会務を執行しその責任を負う。必要に応じて、常任幹事に会務の執行を分担させることができる
- 三 常任幹事は、代表幹事を補佐する
- 四 幹事は、委員会の委員となる
- 五 会計監事は、会計を監査する

(役員選出方法)

第15条 役員は、次の方法により選出する。

- 一 会長は、早稲田大学総長が就任する
 - 二 幹事は、会長が代議員会の承認を得て、会員のうちから任命する
 - 三 代表幹事は、会長が代議員会の承認を得て、幹事のうちから任命する。代表幹事に事故あるときは、会長が常任幹事の中から代行者を指名する
 - 四 常任幹事は、代表幹事が会長の同意を得て、幹事のうちから指名する
 - 五 会計監事は、会長が代議員会の承認を得て、会員のうちから任命する
- 2 前項第二号の規定にかかわらず、幹事のうち若干人は、早稲田大学の役職者の中からその職務に応じて会長が任命し、代議員会に報告する。

(役員任期)

第16条 会長を除く役員任期は、4年とする。ただし、後任者が決定するまでは引き続きその職務を行なうものとする。

2 補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員補充)

第17条 会長を除く役員に欠員を生じたときは、第15条の規定を準用して補充する。ただし、次の改選期までこれを延期することができる。

第4章 代議員および代議員会

(代議員制)

第18条 本会に代議員1200人以内をおく。

- 2 代議員は、本会の最高議決機関である代議員会を組織する。
- 3 代議員の選出に関する事項については、別に規程をもってこれを定める。

(代議員職務および決議)

第19条 代議員会は、次に掲げる事項について議決する。

- 一 幹事および代表幹事の承認
- 二 予算、決算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）ならびに

重要な資産の取得および処分に関する事項

三 規則の変更ならびに規程の制定および改廃

四 収益事業に関する重要事項

五 その他この会の運営に関する重要事項

2 代議員会は、本規則で特に定めのない限り、出席者の過半数をもって決議する。

(代議員会の召集)

第20条 代議員会は、会長が、秋季と春季の年2回これを招集する。

2 会長または代議員総数の十分の一以上の代議員が必要と認めるときは、会長が臨時に代議員会を招集することができる。

3 代議員会の議長は、会長が務める。ただし、会長の指示のもとに代表幹事をもって代行させることができる。

4 代議員会は、代議員総数の十分の一以上の代議員の出席がなければ決議することができない。ただし、委任状をもって出席とみなすことができる。

(代議員の任期)

第21条 第16条(任期)の規定は、代議員にこれを準用する。

第5章 幹事代表者会および委員会

(幹事代表者会)

第22条 本会に幹事代表者会を設ける。幹事代表者会は、次の者をもって構成する。

一 代表幹事

二 常任幹事

三 委員会副委員長

四 地方代議員代表(代表幹事指名)

2 幹事代表者会はこの会の会務を決定する。ただし、必要に応じて各委員会に諮問することができる。

3 幹事代表者会は、代表幹事が招集し、その議長となる。

(委員会)

第23条 本会に常設委員会を設ける。なお、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

2 委員会は幹事をもって構成する。

3 委員会は、次の各号に定める事項について審議する。また、代表幹事の指揮のもとで、これを執行することができる。

一 代表幹事および幹事代表者会からの諮問事項

二 各委員会の所管事項

4 常設委員会の委員長は、担当の常任幹事とし、委員会の議長となる。ただし、特別委員会の委員長については、代表幹事が指名する。

5 委員会の副委員長は、委員長が指名する。

6 委員会に関するその他の事項については、別に規程をもってこれを定める。

第6章 顧問

(顧問)

第24条 本会に、顧問若干人をおくことができる。

2 顧問は、会長がこれを委嘱する。

第7章 賛助代議員

(賛助代議員)

第25条 本会は、永年本会の発展に貢献した者に、その退任後、賛助代議員の名称を贈ることができる。

2 賛助代議員に関する事項については、別に規程をもってこれを定める。

第8章 会 計

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第27条 本会の経費は、会費、寄付金、会誌購読料および資産から生ずる果実等の収入をもって支弁する。

(運営資金積立金)

第28条 毎会計年度の収支に収入超過を生じたときは、運営資金積立金に繰入れ、支出超過を生じたときは、運営資金積立金より補填する。

2 前項の場合を除く運営資金積立金の使用については、代議員会出席代議員の3分の2以上の同意を経て、これを行なうことができる。

(予算)

第29条 本会の毎会計年度の収支予算は、代表幹事が編成し、前年度終了までに代議員会の承認を得なければならない。

(決算)

第30条 本会の毎会計年度の決算は、代表幹事が作成し、会計監事の監査の意見を付した上、代議員に送付し、秋の代議員会において承認を得なければならない。

(会計規程)

第31条 本会の会計に関するその他の事項については、別に規程をもってこれを定める。

第9章 早稲田大学商議員の選出

(商議員の選出)

第32条 本会は、早稲田大学校規の定めるところによって、商議員を選出する。

2 商議員の選出に関する事項については、別に規程をもってこれを定める。

第10章 雑 則

(早稲田大学の範囲)

第33条 本規則第6条第一号の早稲田大学卒業生とは、旧制(東京専門学校、大学部、専門部、高等師範部、高等予科、清国留学生部、専門学校、旧制学部、予科、大学院)、新制(各学部、各大学院)、旧制高等学校(工手学校、高等工学校、工業学校、工芸美術研究所附属技術員養成所、第一高等学院、第二高等学院)、新制高校(工業高等学校)、専攻科、産業技術専修学校本科、専門学校専門課程、芸術学校(専門課程)を卒業または修了した者をいう。

2 前項で定める新制(各大学院)の修了者には、博士後期課程修了要件のうち論文提出のみを残し退学した者を含む。

3 第1項で定める学校の内、旧制の各学校、新制高校(工業高等学校)、専攻科、産業技術専修学校本科、専門学校専門課程は機構改革により現存しない。

(規則の変更)

第34条 本規則は、代議員会出席代議員の3分の2以上の同意を経なければ、これを変更することができない。

(規程の制定および改廃)

第35条 規程の制定および改廃は、代議員会の決議をもってこれを行なう。

(事務局)

第36条 本会は、その事務を所管するために、本部に事務局をおく。

2 事務局に関する事項については、別に規程をもってこれを定める。

附 則

- 1 この改正規則は、平成2年5月20日から施行し、平成2年4月1日から適用する。
- 2 昭和62年4月1日施行の規則は、この規則施行の日をもって廃止する。
- 3 改正規則施行前に、大学院博士後期課程修了要件のうち論文提出のみを残す者は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に示す基準日に会員資格を得た者とみなし、会員としての取扱いは、基準日の属する学年の博士後期課程修了者と同じとする。
 - 一 昭和62年3月31日以前の該当者は、昭和62年3月31日
 - 二 昭和62年4月1日から昭和63年3月31日までの該当者は、昭和63年3月31日
 - 三 昭和63年4月1日から平成元年3月31日までの該当者は、平成元年3月31日
 - 四 平成元年4月1日から平成2年3月31日までの該当者は、平成2年3月31日
- 4 改正規則施行前に、代表幹事および常任幹事であった者は、この改正規則によって選任された者とみなす。ただし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成2年5月31日までとする。
- 5 改正規則施行前に、委員であった者は、この改正規則によって選任された幹事とみなす。ただし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成2年5月31日までとする。
- 6 改正規則施行前に、幹事であった者は、この改正規則によって選任された代議員とみなす。ただし、その任期は、第17条の規定にかかわらず、平成2年5月31日までとする。
- 7 改正規則により選任された役員の任期は、平成2年6月1日から始まるものとする。

附 則

この規則は、平成3年10月9日から施行し、教職員校友については平成2年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1998年4月15日から施行する。

附 則

この規則は、1998年7月3日から施行する。

附 則

この規則は、1998年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、1999年3月12日から施行する。

附 則

この規則は、2000年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、2001年10月5日から施行する。

附 則

この改正規則は2002年4月1日から施行する。第7条の規定は、2002年4月1日入学者より適用する。ただし、改正規則施行前に、早稲田大学各学部にて在籍中であった者が、会費規程に定める準会員納入会費を在籍中に納入した場合は、準会員とみなす。

附 則

この規則は、2002年10月5日から施行する。

附 則

この規則は、2003年10月3日から施行する。